



特定小型原動機付自転車Q&A No. 2

～それぞれの通行場所でのルール～

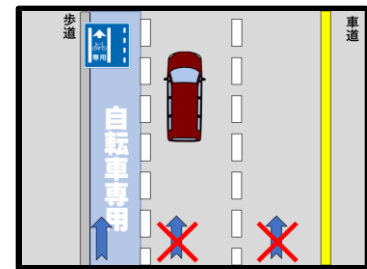
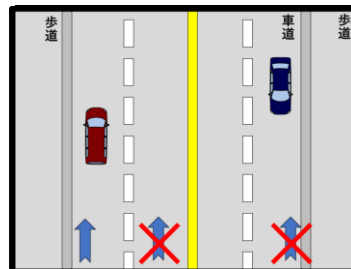
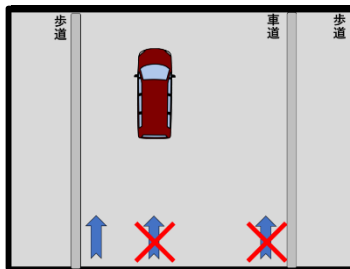


特定小型原動機付自転車の通行方法は自転車と似ていますが、全く同じではありませんので、利用する前に交通ルールをよく確認しましょう。

Q 車道での走行ルールは？

- A ○ 車道と歩道又は路側帯の区別のあるところでは、車道を通行しなければなりません。
- 道路では、原則として左側端に寄って通行しなければならず、右側を通行してはいけません。
- 自転車専用の通行帯が設けられた道路では、自転車専用通行帯を通行しましょう。

【通行場所のイメージ】

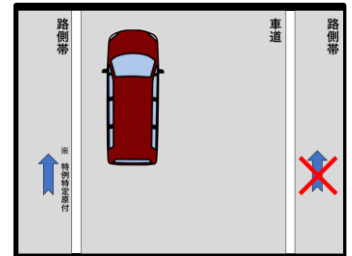


Q 路側帯での走行ルールは？

【路側帯とは】

歩行者の歩行のためのスペースを確保したり、車道の効用を保ったりするために、歩道のない道路や歩道のない側の道路の路端寄りに、白線によって区画された部分をいいます。

- A ○ 特定小型原動機付自転車は、路側帯を通行することができません。
- **特例特定**小型原動機付自転車は、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、道路の左側に設けられた路側帯を通行することができます。



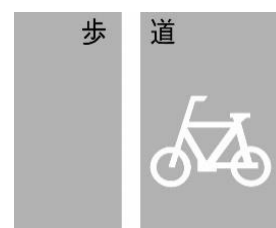
Q 歩道での走行ルールは？ ①

- A ○ 特定小型原動機付自転車は、歩道を通行することができません。
- **特例特定**小型原動機付自転車は、歩道を通行することができますが、通行することができる歩道は、全ての歩道ではなく、道路標識又は道路標示が設置されている歩道に限られます。

「普通自転車等及び歩行者等専用」
(**特例特定**小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可規制を表示するもの)

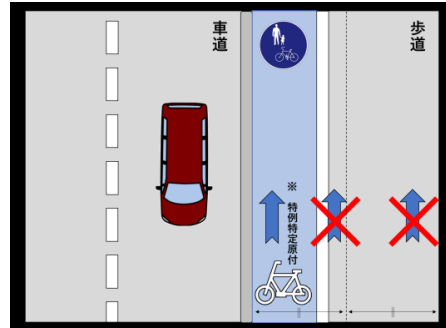
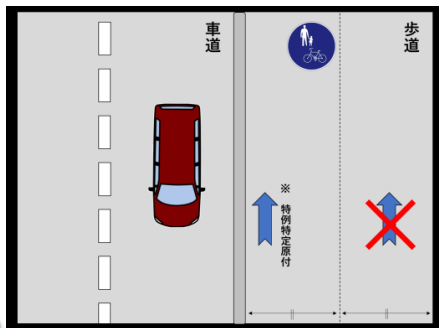


特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分



Q 歩道での走行ルールは？ ②

- A**
- 歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分又は普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません。
 - 歩道を通行するときは、歩行者優先で、歩行者の通行を妨げることとなるときは一時停止しなければなりません（普通自転車通行指定部分については、歩行者がいないときは、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。）。
 - 通行可能な歩道が左右両方にある場合は、両方の歩道を通行することができます。



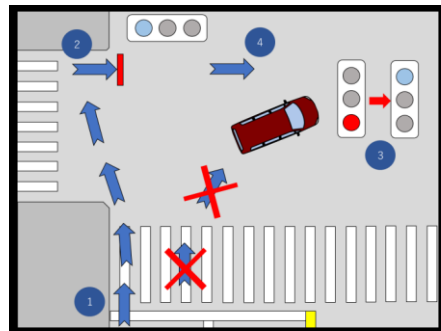
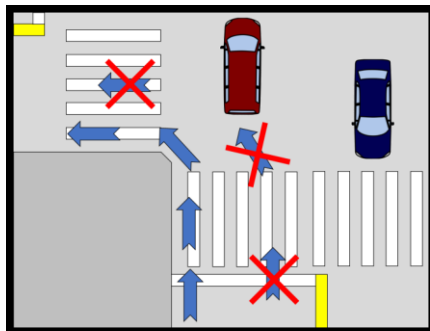
注意事項

普通自転車は、以下①～③の場合に歩道を通行することができますが、**特例特定**小型原動機付自転車は、前記のとおり、①の場合に限られます。

- ① 道路標識又は道路標示により歩道を通行できるとされているとき。
- ② 運転者が「13歳未満の者、70歳以上の者、車道通行に支障のある身体障害者」であるとき。
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、通行の安全を確保するために、歩道の通行がやむを得ないとき。

Q 右折するときの走行ルールは？

- **左折の方法**
左折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、できる限り道路の左側端に沿って徐行しなければならない。
- **右折の方法**
右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければならない（いわゆる「二段階右折」をしなければならない）。



- 特定小型原動機付自転車は、下記の標識の対象ではありません。



一般原動機付自転車の右折方法(二段階)



一般原動機付自転車の右折方法(小回り)